池田町消防団

消防団員のしおり

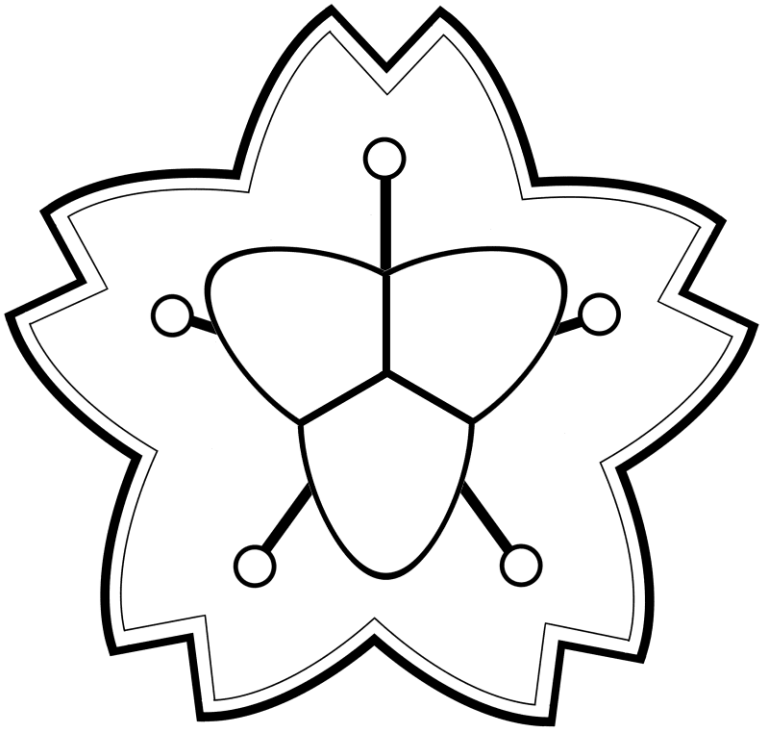

改訂９版

（令和７年１０月発行）

目　　次

Ⅰ　消防団の概要

１　消防は市町村の消防機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　消防団の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　消防団の任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　消防団の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
５　消防団員の権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）立入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）優先通行権及び緊急通行権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（４）消防警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（５）緊急措置権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅱ　消防団員の身分、処遇等

１　消防団員の身分と組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）消防団員は特別職の地方公務員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）消防団長及び消防団員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）消防団員の服務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）消防団員の階級及び階級章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（５）勲章・褒章・徽章等の佩用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（６）消防団員の被服・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（７）本部・分団の名称、管轄区域及び階級別定員数・・・・・・・・・・・１１
（８）出動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（９）訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(10) 会議等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(11) 消防団の繋がりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２　消防団員の処遇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１）消防団員報酬等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）消防表彰等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）退職報償金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３　消防団員等のための福利厚生事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（１）消防団員健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（２）福祉共済事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）消防個人年金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（４）火災共済事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（５）消防団互助会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（６）消防協会等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

Ⅲ　消防団の活性化対策

１　消防団協力事業所表示制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
２　消防団員加入促進キャンペーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
３　池田町消防団活性化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
４　消防団後援会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
５　北海道消防団員応援の店・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
(参考資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

Ⅰ　消防団の概要

1　消防は市町村の消防機関

消防は市町村の事務とされており、消防機関として消防本部、消防署、消防団のうち全部又は一部を設けなければならないこととされています。（消防組織法第９条）

殆どの市町村は、消防本部及び消防署（これらを「常備消防」という。）と消防団が併存する消防体制をとっています。

2　消防団の設置

消防団は、条例に基づいて設置されます。（消防組織法第１８条第１項）

本町では、次のとおり設置及び名称等が定められています。（池田町消防団条例第２条）

名称　：　池田町消防団

区域　：　池田町内全域

3　消防団の任務

消防団とは火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動、さらには事故災害における救助、救出活動等、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する組織を言います。

消防団の代表的な業務は次のとおりです。（消防力の整備指針第３６条）

①　火災の鎮圧に関する業務

②　火災の予防及び警戒に関する業務

③　救助に関する業務

④　地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務

⑤　武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務

⑥　地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務

⑦　消防団の庶務の処理等の業務

⑧　その他、地域の事情に応じて、特に必要とされる業務

4　消防団の特性

消防団の特性は、地域密着性（消防団員は区域内に居住または在職していることから、地域の人々や事情に通じている。）、要因動員力（多数の団員の動員が可能なこと）、即時対応力（区域内に居住または在職していることから、災害の際に即時に対応が可能なこと）と言われています。

５　消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられています。

（１）立入検査

消防長又は消防署長は、火災予防のために特に必要があるときは、消防対象物及び期日または期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができます。（消防法第４条の２第１項）

立入検査証は、必要に応じ池田町長より交付されます。（池田町消防団員の立入検査証に関する規則第３条）

（２）情報提供

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要するものの存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができます。（消防法第２５条第３項）

（３）優先通行権及び緊急通行権

ア　優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければなりません。（消防法第２６条第１項）

イ　緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空地等を通行することができます。（消防法第２７条）

（４）消防警戒区域の設定

火災の現場において、消防団員は消防警戒区域を設定して、関係者以外の者に対し、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができます。（消防法第２８条）

（５）緊急措置権

消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、消防対象物及びこれらの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができます。また、消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場附近の者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができます。（消防法第２９条）

Ⅱ　消防団員の身分、処遇等

消防団は市町村の消防機関ですが、それを支える消防団員は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて参加し、地域住民を守るために日夜を問わず消防活動を行っています。

１　消防団員の身分と組織

（１）消防団員は特別職の地方公務員

消防団員は、それぞれ職業を持つ傍ら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員と規定されています。（地方公務員法第３条第３項第５号）

なお、消防団員には、市町村の条例に基づいて、報酬や費用弁償が支給されます。（池田町消防団条例第１６条、第１７条）

（２）消防団長及び消防団員

ア　消防団長

消防団の長は、消防団長であり、消防団に関する事務を統括し、消防団員を指揮監督します。（消防組織法第２０条）

消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命します。（池田町消防団条例第５条）

イ　消防団員

消防団員は、上司の指揮監督を受け、分団の事務に従事します。（消防組織法第２１条）

消防団長以外の消防団員は、次のいずれにも該当する者の内から町長の承認を得て消防団長が任命します。（池田町消防団条例第５条第２項）

①　池田町内に居住し、又は在勤している者
②　年齢１８歳以上の者
③　心身ともに健康な者

ウ　女性消防団員

消防団員のうち女性消防団員は基本的に災害出動を行わず、その業務内容は次のとおりとなります。

①　幼年消防クラブの防災教育
②　火災予防啓発活動
③　応急手当普及講習
④　その他、団長が必要と認める業務

エ　機能別団員

消防団員のうち機能別団員の業務内容は、次のとおりとなります。（池田町消防団規則第５条）

①　中規模・大規模災害における人命救助、避難誘導、防御活動及び後方支援活動

②　その他、団長が必要と認める業務

オ　欠格条項

次のいずれかに該当する者は、消防団員になることはできません。（池田町消防団条例第６条）

①　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②　消防団員だったものが懲戒処分として免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③　６月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

カ　休団

消防団員は、長期出張又は育児介護等やむを得ない理由により、長期間消防団活動に従事することができないときは、消防団員の身分を有したまま休団することができます。休団は１ヵ月単位で申請でき、３年を超えない範囲で可能です。（池田町消防団条例第６条の２、池田町消防団規則第９条）

①　休団するときは、休団願により任命権者の承認を得なければなりません。

②　復帰するときは、復団願により任命権者の承認を得なければなりません。

③　休団中は、出動や居住地から離れる場合の届出をする必要はありません。

キ　退職

消防団員は、退職しようとするときは、あらかじめ退団願により任命権者に届出なければなりません。（池田町消防団条例第７条）

ただし、届出をする場合は、階級の順に報告していくことを原則とする。

例）

団員 → 部長 → 分団長 → 本部長 → 副団長 → 団長

（３）消防団員の服務

ア　出動

消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事することになります。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければなりません。（池田町消防団条例第１２条）

イ　招集の方法

①　サイレン吹鳴

サイレンを吹鳴して招集します。サイレンの吹鳴パターンにより大まかな災害種別を把握することができます。

・火災招集の場合　　吹鳴５秒～無音６秒　　これを６回繰り返し吹鳴します。

・捜索・演習等招集の場合　吹鳴１５秒～無音６秒　これを３回繰り返し吹鳴します。

※サイレン（基地局・固定局）のある場所は、大通り１丁目、西１条４丁目、西２条８丁目、池田町字西２条１１丁目（消防署）、利別本町（利別詰所）、青山、近牛、信取（信取詰所）、高島（高島支所）、大森１、大森２、常盤の１２箇所です。

②　順次通報

あらかじめ登録した携帯電話に、音声により災害発生を知らせ招集します。

③　メール配信

あらかじめ登録したメールアドレスに、メールにより災害発生を知らせ招集します。

ウ　出動の際の遵守事項

災害等の現場に出動するとき、又は引揚げるときは、次の事項を順守しなければなりません。（池田町消防団規則第１１条、第１２条）

①　責任者は機関員の隣席に乗車しなければなりません。

②　消防団員及び消防職員以外のものを消防車に乗車させてはなりません。

③　消防車は、一列縦隊で安全を保って走行し、先行消防車より追越信号がある場合を除き、追越しをしてはなりません。

エ　管轄区域外出動

町長の許可を受けないで管轄区域（町域）外への水火災現場に出動することはできません。ただし、管轄区域を確認できない場合の出動については、この限りではありません。（池田町消防団規則第１３条）

オ　居住地から離れる場合の届出

消防団員は、１０日以上居住地を離れる場合は、研修・私事旅行届により任命権者に届出なければなりません。また、特別の事情が無い限り、消防団員の半数以上のものが同時に居住地を離れることはできません。（池田町消防団条例第１３条）

カ　秘密を守る義務

消防団員は、その職務において知り得た秘密を他にもらしてはいけません。その職を退いた後も、同様となります。（池田町消防団条例第１４条）

キ　分　限

任命権者は、団員が次のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができます。（池田町消防団条例第８条）

①　勤務実績が良くない場合
②　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
③　消防団員に必要な適格性を欠く場合
④　定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

ク　懲　戒

任命権者は、消防団員が次のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができます。（池田町消防団条例第１０条）

①　消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
②　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
③　消防団員としてふさわしくない非行があった場合

ケ　池田町消防団員分限懲戒審査委員会

分限及び懲戒処分に関する事項を審査するために設置されており、任命権者の諮問に応じて審査し、意見を答申します。（池田町消防団員分限懲戒審査委員会規程第１条、第２条）

（４）消防団員の階級及び階級章

消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（機能別団員を含む）となります。（池田町消防団規則第３条）

消防団幹部（団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長）の任期は４年となり、再任することもできます。なお、各階級にあるものに欠員を生じた場合、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間となります。（池田町消防団規則第６条）

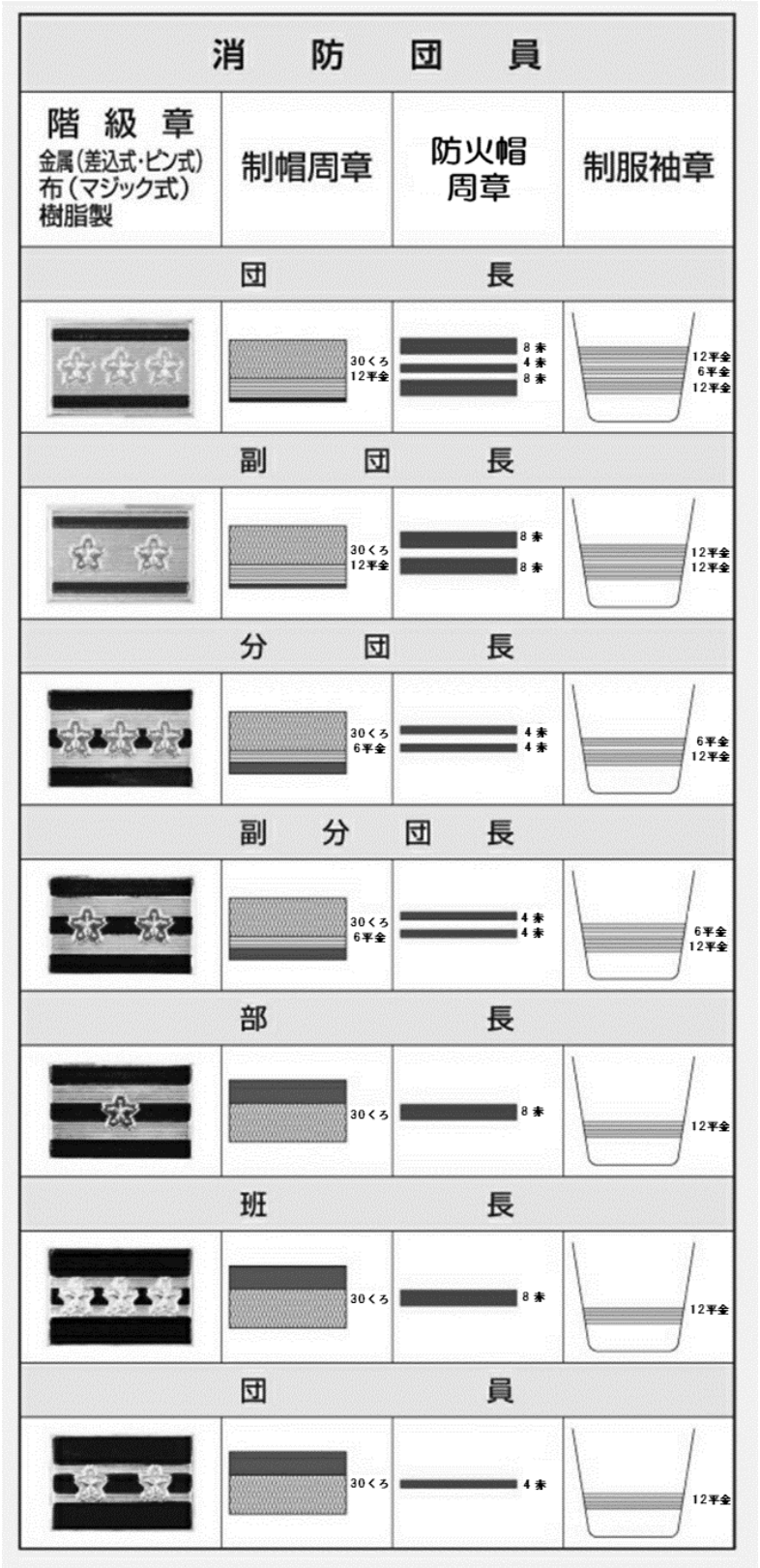

（５）勲章・褒章・徽章等の佩用

消防団員が制服に勲章・褒章・徽章等を佩用する場合、以下のとおりとします。

ア　勲章・褒章

左胸上段に佩用します。（佩用位置図①）

イ　徽章

「徽章」とは、消防表彰規程（昭和３７年消防庁告示第１号）に定める特別功労章、顕功章、功績章、功労章、永年勤続功労章（以下「国消の徽章」という。）、北海道消防表彰規則に定める功労章、永年勤続章（以下「北海道の徽章」という。）、日本消防協会定款に定める功績章、精績章、勤続章（以下「日消の徽章」という。）、北海道消防協会定款に定める栄光章、功績章、特別功績章、功労章、勤続章（以下「北消の徽章」という。）北海道消防協会十勝地方支部表彰規程に定める功労章、勤続章（以下「支部の徽章」という。）及びこれらに準ずる名誉ある徽章（以下「その他の徽章」という。）、消防団幹部職章佩用規定に定める消防団幹部職章（以下「幹部職章」という。）、消防団長及び副団長の胸章に関する規定に定める胸章をいいます。

・国消の徽章

右胸中段の上部に佩用します。（佩用位置図③）

・北海道の徽章

左胸中段の上部に佩用します。（佩用位置図⑤～⑦）

・日消、北消の徽章

左胸中段の中部に佩用します。（佩用位置図⑧～⑩）

・支部の徽章及びその他の徽章

左胸中段の下部に佩用します。（佩用位置図⑪～⑬）

・幹部職章（団長・副団長・分団長）

右胸上段に佩用します。（佩用位置図②）

※私服の場合は、左襟飾り穴に佩用する。（佩用位置図⑮）

・胸章（団長・副団長）

右胸中段の下部に佩用します。（佩用位置図④）

ウ　同種の徽章の佩用

同種で上下の別がある徽章を佩用する場合は、上級の徽章のみを佩用します。

同種、同級の徽章を２個以上併用するときは、最後に受けた徽章を佩用します。

エ　勤続腕章

左腕上部の位置に佩用します。（佩用位置図⑭）

勲章 ・ 徽章等　佩用位置図

《　制　服　》

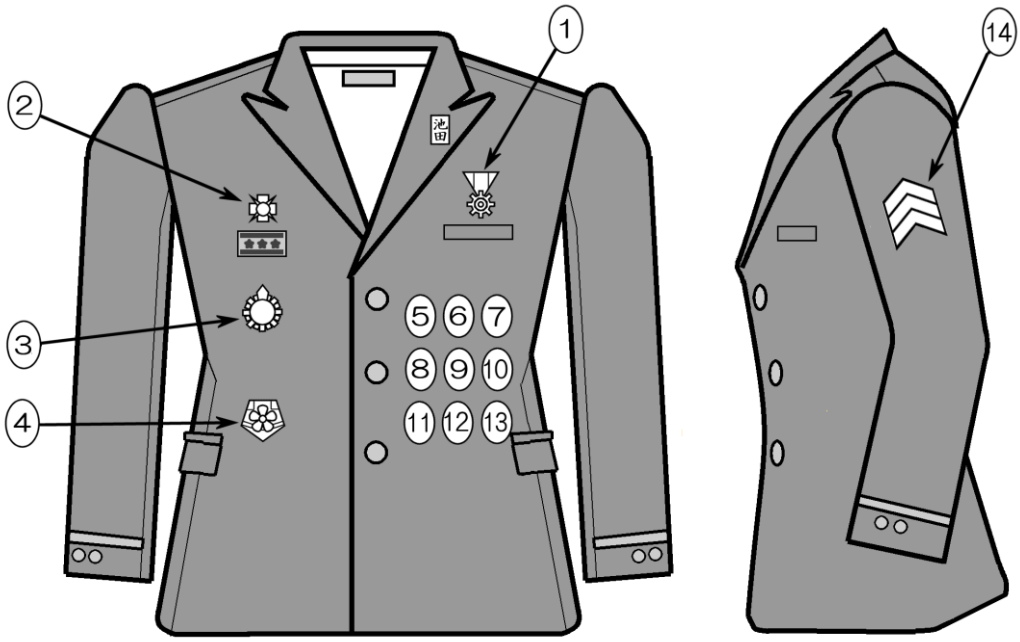

①　　勲章、褒章の・佩用位置
②　　幹部職章（団長・副団長・分団長）の佩用位置
③　　国消の徽章（消防庁長官表彰等）の佩用位置
④　　胸章（団長・副団長）の佩用位置
⑤～⑦　　北海道の徽章の佩用位置
⑧～⑩　　日消の徽章、北消の徽章の佩用位置
⑪～⑬　　支部の徽章、その他の徽章の佩用位置
⑭　　勤続腕章の佩用位置

《　私　服　》

⑮　　幹部職章（団長・副団長・分団長）の佩用位置

（６）消防団員の被服（池田町消防団員被服貸与規程）

消防団員には、被服が貸与されます。貸与することができる被服等の種別、数量及び使用期間は、下記の表のとおりです。機能別消防団員においては、業務の内容により貸与品の一部を貸与します。

退職などで、消防団としての職務を行わなくなった場合は、直ちに被服等を返納しなければなりません。また、忘失した場合は、弁償しなければなりません。

貸与品目	数　量	使用期間	摘　要
制　帽	１個	１０年	
盛夏帽	１個	１０年	
アポロキャップ	１個	５年	
制服（上下）	１着	１０年	バンド、ネクタイ、階級章付
盛夏衣（上下）	１着	１０年	バンド、階級章付
作業服	１着	５年	バンド、階級章付
防寒衣	１着	１０年	
短　靴	１足	１０年	
防火長靴	１足	５年	
防火帽	１個	１０年	
防火衣	１着	１０年	
ブラウス	１着	１年	女性団員のみ
携帯用カバン	１個	１０年	女性団員のみ
消防手帳	１個		

（７）本部・分団の名称、管轄区域及び階級別定員数（池田町消防団規則第３条第２項）

本部及び分団	管轄区域	階級別定員									
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員			合計
								基本団員		機能別団員	
									女性		
本　部	池田町全区域	1	2	1	1	1	1	11	10	8	26
第１分団	池田１区 池田２区			1	1	5	9	32			48
第２分団	高島１区 高島２区			1	1	3	5	16			26
合　　計		1	2	3	3	9	15	59	10	8	100

備考　池田１区　池田、利別、様舞、青山、豊田
千代田、川合、昭栄、清見、東台、富岡（南部）
池田２区　富岡（北部）
高島１区　高島、近牛、大森、常盤（南部）
美加登、信取
高島２区　常盤（北部）

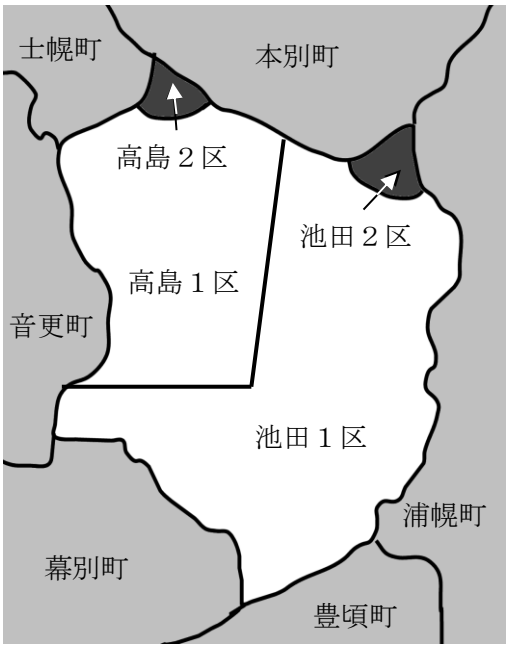

（8）出動計画

次の表のように、とかち広域消防事務組合では出動計画が定められています。

出動区域	火災出動		
	第１出動	第２出動	第３出動
池田1区	池田タンク1	池田水槽1　池田指揮1 **（池田町消防団）** **池田１号　池田２号　池田３号　池田４号　池田指揮１号　池田指揮２号**	幕別タンク1　幕別水槽1 豊頃タンク1 **（池田町消防団）** **高島１号　高島２号**
池田2区	本別化学1	本別水槽1　池田タンク1 池田水槽1　池田指揮1 **（池田町消防団）** **池田１号　池田２号　池田３号　池田４号　池田指揮１号　池田指揮２号**	幕別タンク1　足寄化学1 **（池田町消防団）** **高島１号　高島２号**
高島1区	池田タンク1	池田水槽1　池田指揮1 **（池田町消防団）** **高島１号　高島２号** **池田指揮１号**	幕別タンク1　幕別水槽1 本別化学1 **（池田町消防団）** **池田１号　池田２号　池田３号　池田４号　池田指揮２号**
池田ICから音更帯広IC間の上り線	池田タンク1　池田水槽1 音更化学1	池田指揮1　幕別水槽1 音更水槽1	
池田ICから本別IC間の下り線	池田タンク1　池田水槽1 本別化学1	池田指揮1　幕別水槽1 本別水槽1	
本別JCTから足寄IC間の下り線	池田タンク1　池田水槽1 足寄化学1	池田指揮1　幕別水槽1 足寄2号	
高島2区	士幌化学1	士幌水槽1　池田タンク1 池田水槽1　池田指揮1 **（池田町消防団）** **高島１号　高島２号** **池田指揮１号**	本別化学1　上士幌タンク1 **（池田町消防団）** **池田１号　池田２号** **池田３号　池田４号** **池田指揮２号**

備考　池田指揮１号～消防団指揮車、池田指揮２号～第１分団指揮車、池田１号～第１分団第１部車、池田２号～第１分団第２部車、池田３号～第１分団第３部車、池田４号～第１分団第４部車、高島１号～第２分団第１部車、高島２号～第２分団第２部車

（９）訓練等

池田町消防団は、下記により訓練等を行っています。

① 月例訓練　第１分団　毎月１日　４月～１１月　１９：００～

１２月～３月　１３：００～

（場所：池田消防署）

※１日が日曜祝日と重なった場合は翌日に振り替える。

第２分団　毎月１日　８：００～　（場所：高島詰所）

※５月１日分の訓練は４月の第３日曜日に実施。

１２月にあっては、月例訓練を実施せず第１日曜日に管轄区域の一般家庭の防火診断を実施。

② 消防団春季演習　６月開催予定

※演習前に２日間（夜間）演習に伴う訓練を実施します。

③ 消防団出初式　１月５日開催

(10) 会議等

池田町消防団では、下記により会議を開催します。

① 池田町消防団本部幹部会～消防団の最高決議機関として年４回（４、７、１１、３月）開催します。

② 池田町消防団分団幹部会～分団毎に、本部幹部会終了後開催します。

(11) 消防団の繋がりについて

幕別町・豊頃町・浦幌町・池田町（以下「東ブロック」という。）の消防団は密接な繋がりをもっており、以下の事業を行っています。

ア 東ブロック消防団員教育訓練

開催地は輪番制で、２年に１回行われます。東ブロック正副団長署長会議で訓練内容が決定され、開催地消防団が立案します。

イ 東ブロック消防団幹部教育研修活性化事業

開催地は輪番制で、毎年行われます。参加は副分団長以上で、研修会を実施した後、パークゴルフと意見交換会が行われます。研修内容は、開催地消防団が立案します。

ウ 東ブロック正副団長署長会議

開催地は輪番制で、毎年行われます。必要に応じて、臨時会議も開かれます。

2　消防団員の処遇

（1）消防団員報酬等

ア　年額報酬

団員には、階級に応じて次に掲げる報酬（年額）が支給されます。（池田町消防団条例第１６条）

階　級		支給額
団　長		85,000 円
副団長		69,000 円
分団長		60,000 円
副分団長		46,000 円
部　長		43,000 円
班　長		38,000 円
団　員	基本団員	36,500 円
	機能別団員	20,000 円

イ　出動報酬

団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により報酬（月額）が支給されます。（池田町消防団条例第１６条）

区　分	支給単位	支給額	摘　　要
水火災等非常災害	1 日	8,000 円	災害等発生の場合の職務に従事した消防団員に支給する。1 日は 7 時間 45 分以内とし、それを越えるごとに同額を加算する。
警戒	1 日	4,400 円	火災警報に伴う警戒、年末警戒その他警戒の任に従事した消防団員に支給する。
演習・訓練等	1 日	4,400 円	演習、訓練、その他これに準ずる業務に従事した消防団員に支給する。
会議参会	1 日	3,000 円	十勝管内（町内を含む）で開催される会議等に参会した消防団員に支給する。
機関員等	1 月	3,100 円	機関員及び補助機関員である消防団員に支給する。

（２）消防表彰等

消防団員の労苦に感謝し功労に報いる意味で、国や自治体、日本消防協会などで各種の表彰を行っています。

（３）退職報償金

団員が退職した場合は、本人（死亡による退職の場合は、その遺族）に退職報償金が支給されます。

（単位：千円）

階　級	勤　続　年　数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団　長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団　員 （機能別団員）	200	264	334	409	519	689	789

３　消防団員のための福利厚生事業

（１）消防団員健康診断

労働安全衛生法に基づき、厚生労働省令で定められた健康診断を実施しています。毎年２月に、十勝いけだ地域医療センターにおいて行われます。

（２）福祉共済事業（日本消防協会　加入３,０００円／１人）

消防団員の福利厚生のための相互扶助による共済制度です。在職中の生活並びに家族をサポートします。日常生活上の疾病、事故による給付はもとより、特に公務上での死亡、重度障害に手厚い給付となっています。

ア　給付内容

区分	事　由	給付内容
死亡	公　務	遺族援護金100万円　弔慰金2,300万円　保育援護金25万円/1人 弔慰救済金 付加給付1号1,000万円～3号500万円
	公務外	遺族援護金100万円
重度障害 ※障害の等級 1級又は2級	公　務	生活援護金100万円　重度障害見舞金2,300万円 見舞金 付加給付1号600万円～3号250万円　保育援護金25万円/1人
	公務外	生活援護金100万円
障害 ※障害の等級 3級～12級	公　務	障害見舞金3級又は4級50万円～11級又は12級6万円 見舞金 付加給付3級～6級1号75万円～3号50万円 7級～9級1号50万円～3号40万円
	公務外	障害見舞金3級又は4級50万円～11級又は12級6万円
入院	公務・公務外	入院見舞金　7日以上の入院で1日あたり（120日限度）　1,500円

※障害等級については「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令　別表第二」に定める障害の等級を用いて決定されます。

イ　請求方法

共済金等を請求するときは、消防署を経由して北海道消防協会へ請求する必要があります。該当する場合は、池田消防署（庶務係）へご連絡下さい。

（３）消防個人年金事業（日本消防協会　希望者のみ加入）

消防団員・職員等の豊かな老後の生活と福祉の向上を確保するため、団員等の自助努力と助け合い精神を基調とした積み立て方式の互助年金事業となっています。

消防互助年金には「税制適格コース」と「自由選択コース」の２つのコースがあり、月払いの場合１０口１０,０００円から（ゆうちょ銀行の口座から振替の場合は、５口５,０００円から）申し込むことができます。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。（http://www.nissho.or.jp）

（４）火災共済事業

生活協同組合「全日本消防人共済会」では、消防団員・職員の相互扶助の精神に基づいて、火災共済事業を行っています。わずかな掛け金で高い保障が得られ、万一災害を受けた場合には、迅速に共済金の支払いが受けられる共済制度です。

ア　共済の対象

火災等による建物または動産の損害に対して保障されます。

イ　共済の種類（個人負担）

B型火災共済（団体加入）は、共済掛金５口５００円で７５万円の共済金を補償します。（掛金は５口毎で２５口２，５００円まで　出資金は２口２００円）

また、火災による損害のほか、風水害による損害なども補償されます。

C 型火災共済（個人加入）は、共済掛金１口１００円で１５万円の共済金を補償します。（２００口２０，０００円まで　出資金は１０口１，０００円）

ウ　申し込み方法等

当町消防団は、B 型火災共済に団員１人当たり２５口２，５００円で一括加入していますので、共済の対象となる場合は池田消防署（庶務係）までご連絡下さい。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。(http://www.nissho.or.jp)

（例）契約口数	掛金	共済金	建物動産の配分	
			不動産	動産
２５口	２，５００円	３７５万円	３００万円	７５万円

（５）消防団互助会

消防団員で組織した消防団互助会は、会員相互の親睦融和を図り、池田町消防団の円滑なる発展を目的に各種事業を行っています。

給付事業の対象になる場合は、分団長等を経由しすみやかに団本部へご連絡下さい。

ア　給付事業（池田町消防団互助会弔慰金その他の贈呈内規第 2 条）

会員及びその親族で次の事項に該当する場合は、慶弔等金品を贈呈されます。

①　会員が結婚したとき

・結婚祝金 10,000 円を贈る

②　会員並びにその親族が死亡したとき

・会員の死亡　香料 10,000 円　供花料 10,000 円
・会員の配偶者の死亡　香料 5,000 円　供花料 10,000 円
・会員の父母、子の死亡　香料 5,000 円　供花料 10,000 円
・会員の配偶者の父母の死亡（同居）　香料 5,000 円　供花料 10,000 円
・会員の配偶者の父母の死亡（別居）　香料 5,000 円
・祖父母、血族同親等の死亡（同居）　香料 5,000 円

①　会員が疾病や怪我などで２週間以上にわたり入院加療を要するとき

・傷病見舞金 10,000 円を贈る

④　その他慶弔事項等で特別の事情が生じた場合は、役員会の協議により慶弔金品等を変更することができます。

イ　会　費

１，０００円（年会費）

ウ　当会（池田町消防団）と密接な関係がある部外者に対し、特に儀礼的に必要があると認められる事由が生じた際には、適宜会長の専決により贈呈することが出来ます。

エ　総会

４月に開催される、消防団本部幹部会の議題の中に盛り込まれ収支決算、監査報告が行われます。

（６）消防協会等

ア　日本消防協会

日本消防協会は、会員の福祉厚生、消防諸施設の改善・充実、消防知識技能の向上と消防活動の強化等を図るとともに、消防思想を普及徹底することを目的に、各種の事業を行っています。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。（http://www.nissho.or.jp）

イ　北海道消防協会（十勝地方支部）

北海道消防協会（十勝地方支部）は、誰もが安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指し、住民の生命と財産を様々な災害から守るため、消防力の増強・整備を通じて地域防災力の強化推進を図るとともに、消防に関する情報の提供および調査研究等を行い、もって広く住民の福祉の増進に寄与することを目的に、各種の事業を行っています。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。（http://hokkaidosyoboukyoukai.or.jp/ ）

ウ　北海道消防学校

北海道消防学校は、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行うために、北海道が江別市に設置したものです。（消防組織法第５１条）

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sbg/）

Ⅲ　消防団の活性化対策

１　消防団協力事業所表示制度

事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページ等で広く公表することができます。

消防団協力事業所マーク

消防団協力事業所表示証

2　消防団員加入促進キャンペーン

毎年３月は退団者が多いことから、総務省消防庁及び日本消防協会は全国の都道府県、市町村、消防本部等と連携して、１月から３月の期間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間として全国的な広報活動を実施しています。

キャンペーンポスター

全国消防イメージキャラクター

3　池田町消防団活性化事業

組織強化と活性化を目的に、下記のとおり事業を行っています。

・パークゴルフ大会　（７月開催）

4　消防団後援会

外郭団体として消防後援会が組織されており、各消防団活動等に対し後援を行っています。

（１）池田町消防団第１分団後援会

池田町の第１分団管轄区域内に居住する会員により組織されています。（昭和６３年発足）

会長　平井昌行氏

（２）池田町消防団第２分団後援会

池田町の第２分団管轄区域内に居住する住民が会員となり、各地区より選出された役員をもって組織されています。（昭和５８年発足）

会長　三宅勝重氏

5　北海道消防団員応援の店

消防団員の確保と地域防災力の向上を目的として行い、北海道内の消防団員及びその家族に対し、企業や飲食店等の事業所がサービス等を提供します。

消防団員及びその家族が受けることができる記念品や飲食物の進呈、買い物ポイントの加算、利用料金及び商品価格の割引等をはじめとした各種サービス並びにその他の支援のことをいいます。

登録事業所、サービス内容は『全国消防団応援の店』のホームページをご覧ください。

（https://zenkokushouboudan-ouennomise.nissho.or.jp/NisshoOen/）

（１）池田町の登録事業所（令和７年９月１日現在）

・ワークショップ千代田（池田町字西１条６丁目１２）

・シェルター庄司（池田町字旭町２丁目１９）

（２）十勝全域の登録事業所（令和７年９月１日現在）

池田町：２件　音更町：７件　帯広市：１２件　広尾町：２件

清水町：３件　新得町：３件　幕別町：５件　上士幌町：１８件

足寄町：６件　更別村：６件　本別町：１０件

（参考資料）

消防組織法（抜粋）

（昭和22年12月23日法律第226号）

（消防の任務）

第一条　消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（市町村の消防に関する責任）

第六条　市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第七条　市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第八条　市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第九条　市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一　消防本部

二　消防署

三　消防団

（消防本部及び消防署）

第十条　消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2　消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

（消防長）

第十二条　消防本部の長は、消防長とする。

2　消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

（消防署長）

第十三条　消防署の長は、消防署長とする。

2　消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

（消防職員の職務）

第十四条　消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

（消防団）

第十八条　消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2　消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3　消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

（消防団員）

第十九条　消防団に消防団員を置く。

2　消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団長）

第二十条　消防団の長は、消防団長とする。

2　消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

（消防団員の職務）

第二十一条　消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

（消防団員の任命）

第二十二条　消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

（消防団員の身分取扱い等）

第二十三条　消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法 の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2　消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第二十四条　消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。〉

2　前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（非常勤消防団員に対する退職報償金）

第二十五条　消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

（市町村の消防の相互の応援）

第三十九条　市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2　市町村長は、消防の相互の応援に関して協定す

ることができる。

（消防、警察及び関係機関の相互協力等）

第四十二条　消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2　消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法 に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に関係のある警察の指揮は、消防が行う。

（消防学校等）

第五十一条　都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2　地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3　前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4　消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

（教育訓練の機会）

第五十二条　消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2　国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

消防法（抜粋）

（昭和23年7月24日法律第186号）

（目的）

第一条　この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査）

第四条　消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の三第二項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2　消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

3　消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。

4　消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査又は質問を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

（消防団員の立入検査）

第四条の二　消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員（消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。）に前条第一項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

2　前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（火災発見者の通報義務）

第二十四条　火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなけれ

ばならない。

2　すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

（応急消火等及びその協力の義務）

第二十五条　火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2　前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

3　火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

（出動消防車の優先通行、サイレンの使用等）

第二十六条　消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

2　消防車の優先通行については、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十条　、第四十一条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の六第二項の定めるところによる。

3　消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。

4　消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

（消防隊の緊急通行権）

第二十七条　消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（消防警戒区域）

第二十八条　火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2　消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防外団員の職権を行うことができる。

3　火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

（消火活動における消防長等の緊急措置等）

第二十九条　消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2　消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

3　消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前二項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

4　前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

5　消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（給水維持のための緊急措置権等）

第三十条　火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2　消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

（災害補償）

第三十六条の三　第二十五条第二項（第三十六条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条の二及び第三十六条第八項

において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五条の十第一項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2　消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（以下この条において「専有部分」という。）がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第二十五条第一項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。

一　火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者

二　火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、総務省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

3　第一項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

池田町消防団条例

（池田町条例第23号）

（趣旨）

第1条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（消防団の設置、名称及び区域）

第2条　池田町に消防団を設置する。

2　消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

（1）　名称　池田町消防団

（2）　区域　池田町内全域

（定員）

第3条　消防団員の定員は、100名とする。

（消防団員の種類）

第4条　消防団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2　基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。

3　機能別団員は、町長が定める特定の消防事務を処理する消防団員とする。

（任用）

第5条　消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が任命する。

2　団長以外の消防団員（以下「団員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。

（1）　池田町内に居住し、又は在勤している者

（2）　年齢18歳以上の者

（3）　心身ともに健康な者

（欠格条項）

第6条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

（1）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）　第10条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）　6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

（休団）

第6条の2　消防団員は、長期出張又は育児介護等やむを得ない理由により、長期間消防団活動に従事することができないときは、消防団員の身分を有したまま休団することができる。

2　消防団員は、休団しようとするときは、任命権者の承認を得なければならない。
3　休団中の消防団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。
4　休団中の消防団員については、その休団の期間中、第12条及び第13条の規定は適用しない。
（退職）
第7条　消防団員は、退職しようとするときは、あらかじめ文書により任命権者に届け出なければならない。
（分限）
第8条　任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
（1）　勤務実績が良くない場合
（2）　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
（3）　前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
（4）　定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
2　消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。
（1）　第5条第2項第1号に規定する要件に該当しなくなったとき。ただし、第6条の2第1項の規定により休団中の消防団員については、この限りではない。
（2）　第6条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。
（失職の例外）
第9条　前条第2項の規定にかかわらず、任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられた消防団員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行が猶予された者については、情状により特にその身分を失わないものとすることができる。
2　消防団員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその身分を失うものとする。
（懲戒）
第10条　任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。
（1）　消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
（2）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
（3）　消防団員としてふさわしくない非行があった場合
2　停職は、1月以内の期間を定めて行う。
（分限及び懲戒の手続）
第11条　第8条第1項の規定による降任及び免職並びに前条第1項の規定による懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該処分を受けるべき消防団員に交付して行わなければならない。
（服務規律）
第12条　団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。
（居住地から離れる場合の届出）
第13条　消防団員は、10日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。
（秘密の保持）
第14条　消防団員は、その職務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
（集団的行動の制限）
第15条　消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。
（報酬）
第16条　消防団員には、別表第1及び別表2に定める報酬を支給する。ただし、休団中の消防団員にあっては、その休団の期間に係る報酬は支給しない。
2　別表第1に定める報酬は、当該年度の末日までに支給する。ただし、年度の途中で退団した消防団員については、退団した月の翌月末までに支給する。
3　前項の場合において、年度途中で任命され、又は復帰したときはその日に属する月から月割りによって計算した額、休団又は退職したときはその日の属する月まで月割りにより計算した額を支給する。この場合において、当該報酬額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 別表第2に定める報酬は、当月分を合算し翌月末までに支給する。

(費用弁償等)

第17条 消防団員が公務のため旅行したときは、どの旅行について費用弁償を支給する。

2 前項に規定する費用弁償の額及び支給方法は、池田町職員等の旅費に関する条例(昭和27年条例第44号)に規定する一般職の職員の例による。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に規則で定める。

池田町消防団規則

(趣旨)

第１条　この規則は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第１８条第２項の規定に基づき消防団の組織について定めるとともに、池田町消防団条例（平成２７年条例第２３号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第２条　消防団に本部及び分団を置く。

２　本部及び分団に部及び班を置く。

３　本部及び分団の名称並びに管轄区域は、別表第１のとおりとする。

(階級等)

第３条　法第２３条第２項に規定する消防団員の階級は、次のとおりとする。

（１）　団長

（２）　副団長

（３）　分団長

（４）　副分団長

（５）　部長

（６）　班長

（７）　団員

２　消防団の階級別定員は、別表第２のとおりとする。

３　本部に消防団長（以下「団長」という。）、副団長、本部長、副本部長、部長、班長及び団員を置くことができる。ただし、本部長には分団長を、副本部長には副分団長をもって充てる。

４　分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

(職務)

第４条　団長は、消防団の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。

２　副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ団長が定めた順序によりその職務を代理する。

３　分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

４　副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

５　部長以下の消防団員は、上司の命令を受け、本部及び分団の事務に従事する。

(機能別団員)

第５条　条例第４条で定める機能別団員が従事する業務内容は、次のとおりとする。

（１）　中規模・大規模災害における人命救助、避難誘導、防ぎょ活動及び後方支援活動

（２）　前号に掲げるもののほか、団長が必要と認める業務

(任期)

第６条　団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、４年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(入団)

第７条　消防団に入団しようとする者は、消防団入団願（別記様式第１号）を団長に提出しなければならない。

(宣誓)

第８条　新たに消防団員となった者は、その任命の通知を受けた後、直ちに宣誓書（別記様式第２号）を団長に提出しなければならない。

(休団)

第９条　条例第６条の２第１項に規定する休団しようとするときは、あらかじめ休団願（別記様式第３号）を任命権者に提出し、承認を得なければならない。この場合において、休団する期間は１ヶ月単位で申請できるものとし、３年を超えない範囲内とする。

２　休団中の消防団員が復帰しようとするときは、あらかじめ復団願（別記様式第４号）を任命権者に提出し、承認を得なければならない。この場合において、復帰した消防団員の階級は、休団した日に当該消防団員が属していた階級とする。

３　第１項の規定による休団の期間は勤続年数に算入しない。

(退団)

第１０条　条例第７条の文書は、消防団退団願（別記様式第５号）とする。

(消防車の出動)

第１１条　消防車が水火災その他の災害現場（以下「災害現場」という。）に出動するときは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）その他の法令を遵守し走行するとともに、サイレンを吹鳴し、かつ、赤色灯を点灯しなければならない。

(消防車の責任者の遵守事項)

第１２条　災害現場への出動又は引揚げの場合において、消防車に乗車する責任者は、次に揚げる事項を厳守しなければならない。

（１）　機関員の隣席に乗車すること。

（２）　消防団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させないこと。

（３）　消防車は、一列縦隊で安全を保って走行し、先行消防車より追越信号がある場合を除き、追越しはしないこと。

（管轄区域）
第１３条　消防団員は、管轄区域外の災害現場に出動するときは町長の許可を受けなければならない。ただし、管轄区域が確認しがたい場合の出動については、この限りでない。
（消火等の活動）
第１４条　災害現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて災害の防ぎょ及び鎮圧に努めなければならない。
（現場指揮）
第１５条　災害現場に到着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り、責任を負わなければならない。
（指揮者の報告義務）
第１６条　災害現場に到着した各部の指揮者は、上級指揮者の到着を待って速やかに災害の状況、防ぎょ措置及び消防活動上必要な事項を報告しなければならない。
（指揮者の遵守事項）
第１７条　災害現場に出動した指揮者は、次の事
項を守らなければならない。
（１）　消防作業中は、適切な判断と敢然とした決意をもって所属消防団員の活動を指揮監督すること。
（２）　常に自己の指揮下にある消防団員を掌握し、状況の変化にかなった体制がとれるように努めること。
（３）　所属消防団員の危害防止と保護に十分な措置をとること。
（４）　残火鎮滅にあたっては、よく調査して再燃によって危険を及ぼすことのないように努めること。
（死体発見の場合の措置）
第１８条　指揮者は、災害現場において死体を発見した場合、町長及び消防署長に報告するとともに、警察職員が到着するまでその現場を保存しなければならない。
（放火の疑いのある場合の措置）
第１９条　指揮者は、火災現場において放火の疑いがあると認められる場合、次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　直ちに町長、消防署長及び警察職員に通報すること。
（２）　現場保存に努めること。
（３）　事件を慎重に取り扱うとともに、公表は差控えること。
（教養及び訓練）
第２０条　団長は、消防団員の品位の向上及び消防技能の錬成に努めるとともに、災害時における団体行動敏速化を図るため、定期的に消防団員の訓練を行わなければならない。
（車両資機材等の配置場所）
第２１条　消防団の車両資機材等の配置場所は、別表第３のとおりとする。
（文書簿冊）
第２２条　消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。
（１）　消防団員名簿
（２）　消防沿革誌
（３）　日誌
（４）　出動名簿
（５）　教養訓練実施簿
（６）　設備資材台帳
（７）　給貸与品台帳
（８）　火災予防査察綴
（９）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
（訓練礼式）
第２３条　消防団員の訓練礼式は、消防訓練礼式
の基準（昭和４０年消防庁告示第１号）及び消防操法の基準（昭和４７年消防庁告示第１号）の例による。
（服制）
第２４条　消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和２５年国家公安委員会告示第１号）の例による。
（委任）
第２５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
（任期の特例）
２　第６条第１項の規定にかかわらず、平成２８年４月１日に任命された団長、副団長、本部長、分団長、副本部長、副分団長、部長及び班長の任期は、平成３１年３月３１日までとする。
（経過措置）
３　この規則の施行の日の前日までに東十勝消防事務組合消防団員の服務等に関する規則（昭和５０年東十勝消防事務組合規則第４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

池田町消防団員の立入検査証に関する規則

（趣旨）
第１条　この規則は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第４条の２に規定する消防団員の立入検査の場合に示す証票（以下「立入検査証」という。）について必要な事項を定めるものとする。
（立入検査証）
第２条　立入検査証の様式は、別記様式第１号のとおりとする。
（交付）
第３条　立入検査証は、法令に基づいて、火災予防査察業務を執行する消防団員に対して交付する。

（有効期間）
第４条　立入検査証の有効期間は、３年とする。ただし、立入検査証の交付を受けた者が有効期間内に階級の異動を生じた場合は、当該異動が生じた日から新たに有効期間を３年とする。
（交付台帳）
第５条　町長は、立入検査証交付台帳（別記様式第２号）を備え、立入検査証を交付したときは、必要な事項を記載しなければならない。
（転貸及び処分の禁止）
第６条　立入検査証の交付を受けた者は、立入検査証を慎重に取扱い、他人に使用させ、又は必要以外に使用してはならない。
（亡失の届出）
第７条　立入検査証の交付を受けた者は、立入検査証を亡失し、又は破損したときは、速やかに町長に届出なければならない。
２　前項の届出があった場合、町長は必要に応じて、立入検査証を再交付する。
（返納）
第８条　立入検査証の交付を受けた者が退職又は死亡によりその職務を行わなくなった場合は、直ちに立入検査証を返納しなければならない。
（委任）
第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の日の前日までに東十勝消防事務組合消防職員及び消防団員の立入検査証に関する規則（昭和５０年東十勝消防事務組合規則第８号）の規定により行われた認定は、この規則の相当規定により行われた認定とみなす。

池田町表彰条例　（抜粋）

（目的）
第１条　この条例は、本町の発展に顕著な功績のあった者に対する表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（表彰）
第２条　町長は次の各号の一に該当する個人又は団体のうち、その功績が顕著なものに対して表彰を行うものとする。
（２）社会功労賞
民生の安定と公共福祉の増進に寄与し、若しくは多年その職務に精進し功労のあったもの

池田町表彰条例施行規則　（抜粋）

（趣旨）
第１条　この規則は、池田町表彰条例（平成元年条例第３号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
（表彰の基準）
第２条　表彰の対象は、原則として生存者とする。
ただし、功績顕著な者は、死亡後においても表彰の対象とする。
２　表彰の基準は、別表のとおりとする。
３　年数の計算は、１月に満たない端数は１月とし、職に中断があってもこれを通算する。
一部改正[平成２２年規則３号]
別表（第２条関係）
表彰者選考の基準（抜粋）

社会功労賞	消防功労者	消防及び防災に貢献し、各種公職等について一定の勤続年数を有し、かつその功績が顕著と認められるもの又は同等の功績があると認められるもの 消防団員 20年以上在団し、かつ、水火災その他災害への出動率が70%以上 消防後援会役員　25年以上

附　則
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

池田町消防団員等表彰規程

（趣旨）
第１条　この規程は、本町の防災消防業務に顕著な功績のあった消防団員又は分団に対する消防表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。
（表彰）
第２条　表彰の区分は、次のとおりとする。
（１）　永年勤続表彰
ア　５年以上勤続し、特に功労のあった消防団員
イ　１０年以上勤続し、特に功労のあった消防団員
ウ　２０年以上勤続し、特に功労のあった消防団員
エ　３０年以上勤続し、特に功労のあった消防団員
（２）　精勤表彰
ア　出動回数が１５０回以上の消防団員
イ　出動回数が３００回以上の消防団員
ウ　出動回数が５００回以上の消防団員
（３）　功労表彰
ア　班長以上の階級に１０年以上勤続し、特に功労のあった消防団員
イ　火災その他の災害に際して功労抜群なる消防団員
ウ　紀律厳正、勤務に精励し消防に関する知識及び技術に熟達し他の模範であると認められた消防団員
エ　消防上の施設改善を図り、その功労が顕著であると認められた消防団員

（４）　退職表彰
１５年以上勤続して退職した消防団員で、その功労が顕著であると認められた消防団員
（５）　無火災表彰及び準無火災表彰
ア　別表第１に定める期間内において、管轄区域内で火災が発生しなかった分団
イ　別表第１に定める期間内において、管轄区域内で発生した火災が１件だった（火災が大火となった場合を除く。）分団
ウ　世帯数が１，０００戸以上の分団で、アによる表彰を連続して５回受けた分団
エ　世帯数が１，０００戸未満の分団で、アによる表彰を連続して３回受けた分団、又は、連続して、アによる表彰を２回及びイによる表彰を１回受けた分団

（基準）
第３条　表彰は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日を基準とする。
（１）　永年勤続表彰、功労表彰、無火災表彰及び準無火災表彰　毎年１２月末日
（２）　精勤表彰　毎年１０月末日
（３）　退職表彰　その都度
２　前条第１号から第４号までの要件の算定は、消防団員として任命した月から起算する。
３　前条第５号の要件の算定は、１月１日又は火災が発生した日の翌日のいずれか直近の日から起算し、無火災（準無火災）期間を達成した日まで行う。ただし、無火災（準無火災）期間を達成した翌日から当該年の１２月末日までの日数は除くものとする。４　在団期間が中断している場合の算定は、次のとおりとする。
（１）　在団期間を合計した期間を勤続年数とみなす。
（２）　在団期間内に出動した回数を出動回数とみなす。

（時期）
第４条　表彰（第２条第４号に掲げる表彰を除く。）は、前条第１項に掲げる基準日現在により、翌年の出初式の際行う。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

（被表彰者の死亡時の対応）
第５条　表彰を受けるべき者(以下「被表彰者」という。)が表彰日前に死亡したときは、生前の日にさかのぼり表彰し、遺族に贈与する。
２　前項の遺族とは被表彰者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順により、被表彰者の死亡当時同一世帯にあったものをいう。

（表彰の取消し）
第６条　被表彰者が、表彰日前に次のいずれかに該当することとなったときは表彰を取消すことができる。
（１）　刑事事件に関し、起訴されたとき。
（２）　懲戒処分により停職を命ぜられ、又は職
を免ぜられたとき。
（３）　在団中に職務を著しく怠り又はいかがわ
しい行為があったとき。

（申請）
第７条　消防団長は、この規程の規定に基づく表彰に該当すると認められるものがあるときは、１２月末日(第２条第４号による表彰及び第４条ただし書による表彰の場合はその都度)までに功労実績を明らかにし、次の区分に応じ、当該各号に掲げる文書により、町長に申請しなければならない。
（１）　永年勤続表彰及び精勤表彰　消防団員表彰上申書及び表彰調書
（２）　功労表彰及び退職表彰　消防団員表彰上申書、功績調書及び履歴書
（３）　無火災表彰及び準無火災　無火災（準無火災）表彰上申書

（実施）
第８条　表彰は、町長が行う。ただし、第２条第１号アの表彰については、消防団長が行うものとする。

（方法及び副賞）
第９条　表彰は、別表第２の区分により表彰状又は感謝状を授与して行うものとする。
２　表彰は、前項の規定によるもののほか、記念品を授与することができる。

（委任）
第１０条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　この規程の施行の日の前日までに東十勝消防事務組合消防団員等表彰規程（昭和５０年東十勝消防事務組合訓令第３号）及び東十勝消防事務組合無火災表彰内規（昭和５０年内規第１号）の規定によりなされた表彰は、この規程の相当規定によりなされた表彰とみなす。

池田町消防団員分限懲戒審査委員会規程

（設置）

第１条　池田町消防団条例（平成 27 年条例第 23 号。以下「条例」という。）第８条の規定による分限処分及び条例第 10 条の規定による懲戒処分に関する事項を審査するため、池田町消防団員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、町長又は消防団長（以下「任命権者」という。）の諮問に応じ、団員の分限及び懲戒処分について審査し、意見を答申するものとする。

（組織等）

第３条　委員会は、６人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　副町長

（２）　総務課長

（３）　消防署長

（４）　前３号のほか識見を有する者として任命権者が指名するもの

３　委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

４　委員は、自己又は３親等以内の親族に関する審査に加わることができない。

５　議長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

６　会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第５条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、総務課が処理する。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附　則

この規程は、平成３０年１月１日から施行する。

池田町職員の消防団員との兼職に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、職員が報酬を得て非常勤の消防団員と兼職すること及び兼職に係る職務に専念する義務の免除に関することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（兼職の請求）

第２条　職員が、法第 10 条第１項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員を兼職しようとするときは、あらかじめ消防団員との兼職請求書（別記様式第１号）により任命権者に請求しなければならない。

２　所属、職名又は兼職先に変更があった場合は、再度、兼職請求書を提出するものとする。

（兼職の承認）

第３条　任命権者は、前条の請求があったときは、職務の遂行に著しい支障があるとして次に掲げる場合を除き、原則として承認するものとする。

（１）　職員が、管理職員等の範囲を定める規則（平成２年公平委員会規則第 28 号）別表第１に定める職を有する場合

（２）　兼職しようとする消防団員の階級が、団員以外の場合

２　前項の規定にかかわらず、当該職員の職務と消防団員の職責等を勘案し、職員の職務遂行に著しい支障がないと判断されるときは、兼職を承認することができる。

３　第１項の規定により、消防団員との兼職を認められたときは、地公法第 38 条第１項の許可を要しない。

４　兼職の請求を承認又は不承認とした場合は、消防団員との兼職承認（不承認）通知書（別記様式第２号）により請求者に通知する。

（兼職台帳の整備）

第４条　任命権者は、消防団員兼職に関する台帳（別記様式第４号）を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）　兼職承認年月日

（２）　職員の所属及び職氏名

（３）　兼職開始年月日

（４）　所属する兼職先名称及びその階級

（兼職の廃止）

第５条　消防団員との兼職を承認された職員（以下「兼職職員」という。）は、消防団を退団したときは、消防団員との兼職廃止届出書（別記様式第３号）を任命権者に提出しなければならない。

（職務専念義務免除の承認）

第６条　兼職職員が正規の勤務時間内に消防団員として活動する場合は、池田町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年条例第７号）第２条の規定により、職務専念義務の免除について任命権者の承認を受けるものとする。

２　任命権者は、前項に規定する職務専念義務の免除の請求があったときは、公務の運営に支障があるものとして次に掲げる場合を除き、原則として承認するものとする。

（１） 災害発生時に職員が災害対応に動員される場合又は動員が見込まれる場合
（２） 職員が担当している変更し難い業務が予定されている場合
（３） 職員の担当する業務が著しく滞っている場合
（職務専念義務の免除時間に係る給与の調整）
第７条　前条の規定により職務に専念する義務を免除された時間に係る職員としての給与等については、「一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取扱について（平成25年10月９日付消防防災第372号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）」に基づき、減額を行わないものとする。
（正規の勤務時間外等における消防団活動）
第８条　兼職職員が、正規の勤務時間外又は職務専念義務免除の承認を得て消防団活動に従事又は従事しようとしている場合に、職務命令により勤務を命ぜられた時は、速やかに消防団活動を中止し、職務に服するものとする。
（承認の取消し）
第９条　任命権者は、第３条の規定により承認をした後において、職務の遂行に著しい支障があると現に認められるとき又は見込まれるときは、その承認を取り消すことができる。
（委任）
第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この規則は、令和４年10月１日から施行する。

池田町消防団中型自動車運転免許取得に関する内規

令和５年４月１日

（目的）
第１条　この内規は、池田町消防団員（以下「団員」という。）が機関員となるために、その所属する部に配置されている消防車両の運転に必要となる中型自動車運転免許（以下「中型免許という。）を取得させ、機関員資格者を確保し災害対応力を維持すること目的として、必要な事項を定めるものとする。
（取得対象免許）
第２条　取得の対象となる免許は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第８４条第３項に規定する中型免許とする。
（取得対象者）
第３条　取得対象となる者（以下「取得対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。
（１）中型８t限定以上の免許を所有していない団員普通自動車運転免許取得後、２年以上経過している団員
（２）在団年数２年以上の団員
（３）中型免許取得後、５年以上在籍し消防団活動をすることが誓約できる団員
（４）所属部長が推薦する団員
（対象費用）
第４条　対象とする費用は、次の各号に掲げるものとする。
（１）自動車教習所等の入所に要する費用（２）自動車運転に関する技能及び知識の教習に要する費用
（３）自動車教習所等に入所後、最初に受ける技能検定、その他運転免許申請及び交付に要する費用
（４）出動報酬
（５）車賃
２　技能検定又は学科試験不合格等により生ずる補習料及び再検定料については対象外とする。
（提出書類）
第５条　取得対象者は、次に掲げる書類を団長へ提出しなければならない。
（１）自動車運転免許取得推薦書（別紙１）
（２）運転免許証の写し
（３）池田町消防団中型自動車運転免許取得に係る誓約書（別紙２）
２　取得対象者は中型免許取得後、交付された運転免許証の写しを団長へ提出しなければならない。

（その他）
第６条　この内規に定めるもののほか、必要な事項は団長が別に定める。

附　則
この内規は、令和５年４月１日から施行する。

消防団員のしおり

平成２８年	４月	１日	初版発行
平成３０年	６月	１日	改訂２版
令和　元年	５月	１日	改訂３版
令和　元年	７月	１日	改訂４版
令和　元年	９月	１日	改訂５版
令和　２年	２月	１日	改定６版
令和　４年	４月	１日	改定７版
令和　５年	６月	１日	改定８版
令和　７年	１０月	１日	改訂９版

作成　　池田町役場　総務課
（とかち広域消防局　池田消防署）

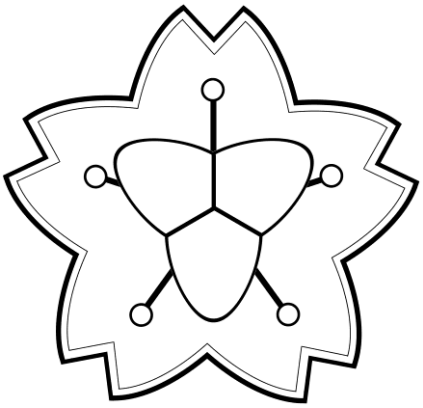

発行　池田町役場　総務課
（とかち広域消防事務組合　池田消防署）